

(別紙)

令和4年度以降の支援対象者の経営改善状況の報告期間について

経営改善状況(様式第3号)の報告は原則令和8年5月29日(金)までですが、決算期が6月以降になる場合は決算後速やかに報告してください。

なお、経営改善状況の実績は支援期間(例令和〇年6月～令和〇年7月)を6か月以上含む決算書に基づくため、支援期間が6か月未満となる場合は添付する決算書を1年ずらして令和8年5月29日(金)までに提出してください。

※決算期が4月及び5月となる支援対象者の経営改善状況の報告は法人税法上の報告期限を憂慮して6月12日(金)までに提出してください。

提出例

決算期

3月	(令和〇年4月～令和〇年3月)	の実績を令和8年5月29日までに報告
4月	(令和〇年5月～令和〇年4月)	の実績を令和8年6月12日までに報告
5月	(令和〇年6月～令和〇年5月)	の実績を令和8年6月12日までに報告
6月	(令和〇年7月～令和〇年6月)	の実績を令和8年8月31日までに報告
7月	(令和〇年8月～令和〇年7月)	の実績を令和8年8月31日までに報告
8月	(令和〇年9月～令和〇年8月)	の実績を決算終了後速やかに報告
9月	(令和〇年10月～令和〇年9月)	の実績を決算終了後速やかに報告

※以降は事業年度のうち支援期間が6か月未満になるため決算書を1年ずらす。

10月	(令和〇年11月～令和〇年10月)	の実績を令和8年8月31日までに報告
11月	(令和〇年12月～令和〇年11月)	の実績を令和8年8月31日までに報告
12月	(令和〇年1月～令和〇年12月)	の実績を令和8年8月31日までに報告
1月	(令和〇年2月～令和〇年1月)	の実績を令和8年8月31日までに報告
2月	(令和〇年3月～令和〇年2月)	の実績を令和8年8月31日までに報告

ただし、報告期限については、計画締結時に別途変更になる場合があります。